

熊本県危機管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、危機が発生した場合、又は危機が発生するおそれがある場合（以下「危機発生時等」という。）において、危機の発生を未然に防止し、又は発生した危機に迅速・的確に対処していくために必要な基本的事項を定める。

(定義)

第2条 危機とは、次に掲げる事態をいう。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
 - (2) 上記以外で、県民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる事態及び県行政の運営に重大な支障が生じる事態
- 2 危機管理とは、危機の発生を未然に防止し、又は発生した危機に迅速・的確に対処していくことをいう。

(危機管理の所管)

第3条 本庁の部局長、教育長及び企業局長（以下「部局長等」という。）は、所管する危機に対する危機管理を行うものとする。

- 2 地域振興局長は、本庁の部局長と連携して管内における危機に対する危機管理を行うものとする。
- 3 危機管理監は、危機発生時等の情報の集約及び対処体制の確立等に係る総合調整を行うものとする。

(危機発生の未然防止)

第4条 部局長等、地域振興局長及び危機管理監は、平時から危機発生の予知・予見に努め、危機発生の未然防止及び被害の軽減のための措置を講じなければならない。

(危機発生時等の初動措置)

第5条 部局長等は、危機発生時等の情報を速やかに危機管理監を通して知事に報告するとともに、危機の状況に応じた適切な初動措置を講じるものとする。なお、部局長等がやむをえないと判断した場合は、部局長等は直接知事に報告することができるものとする。

- 2 地域振興局長は、危機発生時等の情報を速やかに本庁の関係部局長に報告するとともに、危機の状況に応じた適切な初動措置を講じるものとする。なお、地域振興局長がやむをえないと判断した場合は、地域振興局長は危機管理監を通して又は直接知事に報告することができるものとする。
- 3 危機管理監は、報告を受けた危機発生時等の情報を集約し、速やかに知事

に報告するとともに、他の関係する部局長等及び地域振興局長に情報を提供するものとする。

- 4 部局長等及び地域振興局長は、直接知事に情報の報告を行った場合は、危機管理監にも速やかにその内容を報告するものとする。
- 5 危機管理監は、担当部局が複数にまたがる危機について、主たる担当部局を決定する。又、担当部局が不明確な場合は、必要な初動対応を行うとともに、担当部局を決定する。

(危機発生時等の体制)

第6条 部局長等及び地域振興局長は、危機管理を行うに当たっては、危機の状況に応じ、災害対策基本法等の法令又はそれぞれに定める規程に基く体制をとるものとする。

- 2 部局長等は、人的被害の発生等、重大な被害が発生し、又は被害が拡大するおそれがある場合は、前項に規定する法令又は規程に基づき、直ちに知事（教育庁にあっては教育長、企業局にあっては公営企業管理者）を長とする対策本部体制をとるものとする。

(住民及び関係機関への情報の提供)

第7条 部局長等及び地域振興局長は、危機発生時等及び対処に関する情報を住民及び関係機関に対して、適時・適切に提供していくものとする。なお、担当部局が複数にまたがる場合は、担当の部局長等と連携して危機管理監がこれを行うものとする。

- 2 部局長等及び地域振興局長は、情報の提供が的確に実施できるよう、広報担当窓口を明確にしておくものとする。

(危機管理に関する規程の整備)

第8条 部局長等及び地域振興局長は、危機管理に必要な規程を整備するものとする。

- 2 危機管理に関する規程の整備に当たっては、特に、休日、夜間における緊急連絡体制を確保するものとする。
- 3 危機管理に関する規程については、日頃から研修や訓練を通してその実効性の確保に努めるものとする。

(合議)

第9条 部局長等は、危機管理に関する体制の整備、規程の整備及び訓練の計画等を行う場合は、危機管理監に合議を行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。